令和７年度バスツアー・若桜鉄道利用ツアー誘客促進事業助成金交付要綱

１　趣旨・目的

若桜町観光協会（以下「協会」という。）は、県内外からの誘客を促進するため、若桜町への立ち寄りを組み込んだ旅行商品を造成する旅行会社に対し、その経費の一部を助成する。

２　対象事業者

　　旅行業法施行規則第１条の２に基づく第１種旅行業務、第２種旅行業務及び第３種旅行業務の登録を受けた事業者を対象に予算の範囲内で助成する。

　　　　　　　　（＊営業所・支店もそれぞれ対象となります）

３　対象事業

　　以下の要件を満たしたバス利用及び若桜鉄道利用の旅行商品造成を対象とする。

1. バスツアーは、宿泊ツアーと日帰りツアーの２種別とし、下記の要件を満たす場合

であること。（出発地からＪＲ・航空機を利用し、その後バス利用する場合も可）

ただし、学校の教育旅行は対象外とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊バスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ若桜町内の宿泊施設に宿泊すること。  ○**２０人以上**であること。 |
| 日帰りバスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ若桜町内の飲食店等で食事（弁当調達を含む）をすること。  ○**２０人以上**であること。 |

1. 若桜鉄道利用ツアーは、下記の要件を満たす場合であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○若桜鉄道（郡家駅～若桜駅）を利用し、若桜町内の飲食店等で食事（弁当調達を含む）をすること。  ○１０人以上であること。 |

４　対象期間

　　旅行出発日が令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの募集型旅行商品を

対象とする。ただし、申請が予算に達した場合には、協会のホームページで助成終了の

旨を告知するものとする。

５　助成額及び助成限度

　　情勢額及び助成限度は、下記のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 助成額及び助成限度 |
| 宿泊バスツアー | ○バス１台３０，０００円  ○１事業所あたり期間中バス３台を限度とする。 |
| 日帰りバスツアー | ○バス１台２０，０００円  ○１事業所あたりバス期間中３台を限度とする。 |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○往復１名５００円、片道１人２５０円（限度６０名）  ○１事業所あたり期間中３回を限度とする。 |

(注)バスツアーと若桜鉄道利用ツアーの併用は助成対象といたしません。

６　助成金の交付申請

　　助成金の交付を希望する場合は、原則として旅行実施日の前日から起算して３０日前

までに助成金交付申請書（様式第１号）を提出すること。

７　助成金の交付決定

　　申請書の提出があったときは、協会は必要な審査を行い、助成金の交付が適当と認め

られる場合は助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第２号）で通知する。

８　助成金申請の中止・旅行内容の変更

　　旅行が中止・変更になった場合には、速やかに助成金中止・旅行内容変更申請書（様

式第３号）を提出すること。

９　実績報告及び助成金請求書の提出

　　助成対象旅行が完了したときは、完了後２０日以内に助成金実績報告書（様式第４号）

及び助成金請求書（様式第５号）を提出すること。

　助成金実績報告書の提出にあたっては、旅行の実績が確認できる下記のものを添付す

ること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 添付するもの |
| 宿泊バスツアー | ○バス運行実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの  ○宿泊代金が確認できるもの |
| 日帰りバスツアー | ○バス運行実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○鉄道利用実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの |

１０　助成金の確定及び支払

（１）実績報告書が提出された場合には、協会は内容を検査し、適正であると認められる

ときは、助成金の交付額を確定し、助成金請求書に基づき助成金を支払うものとする。

1. 助成金の支払いは、精算払いとする。

１１　その他

　　　この要綱に定めるもののほかは、必要の都度別に定めるものとする。

　附則

本要綱は、令和２年４月１日制定、令和2年9月1日改定。

　　 〃　　 令和２年４月１日制定、令和5年4月1日改定。